

目 次

ページ

第1 農用地利用計画

① 土地利用区分の方向		
(1) 土地利用の方向		
ア 土地利用の構想	-----	1
イ 農用地区域の設定方針等		
(2) 農業上の土地利用の方向		
ア 農用地等利用の方針	-----	3
イ 用途区分の構想等		
ウ 特別な用途区分の構想		
② 農用地利用計画	-----	6

第2 農業生産基盤の整備開発計画

① 農業生産基盤の整備及び開発の方向	-----	7
② 農業生産基盤整備開発計画	-----	8
③ 森林の整備その他林業の振興との関連	-----	9
④ 他事業との関連	-----	9

第3 農用地等の保全計画

① 農用地等の保全の方向	-----	9
② 農用地等保全整備計画	-----	9
③ 農用地等の保全のための活動	-----	9
④ 森林の整備その他林業の振興との関連	-----	9

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

① 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	-----	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標		
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向		
② 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	-----	12
③ 森林の整備その他林業の振興との関連	-----	13

第5	農業近代化施設の整備計画		
①	農業近代化施設の整備の方向	-----	13
②	農業近代化施設整備計画	-----	14
③	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	14
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画		
①	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	-----	14
②	農業就業者育成・確保施設整備計画	-----	15
③	農業を担うべき者のための支援の活動	-----	15
④	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	15
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画		
①	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	-----	16
②	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	-----	18
③	農業従事者就業促進施設	-----	18
④	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	18
第8	生活環境施設の整備計画		
①	生活環境施設の整備の目標	-----	19
②	生活環境施設整備計画	-----	19
③	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	19
④	その他の施設の整備に係る事業との関連	-----	19
第9	附 図	-----	20
1	土地利用計画図(附図1号)		
2	土地基盤整備開発計画図(附図2号)		
3	農業近代化施設整備計画図(附図3号)		
4	農村生活環境整備計画図(附図4号)		

別 記

農用地利用計画

- 1 農用地区域
  - ア 現況農用地等に係る農用地区域
  - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
- 2 用途区分

# 第1 農用地利用計画

## ① 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本町は、栃木県の東南部を占める芳賀郡の北部に位置し、宇都宮市、真岡市、市貝町、高根沢町に接した東西約 8.6 km、南北約 14.2 km に及びその面積は、7,023 ha である。

農用地区域面積は、3,856 ha であるが、近年宅地転用等により微減傾向にあり優良農地の確保が重要となっている。

人口の動態は、平成 15 年 1 月現在 17,172 人であるが、工業団地立地企業従業員の町への居住要望は高く、平成 22 年には 18,300 人と想定している。

また、工業団地の完成、企業立地により町の産業も第 1 次産業から第 2、第 3 次産業へと徐々にではあるが移行が進み、農商工調和の取れた産業振興を図る必要がある。

このような情勢から農業生産の効率化を進めるため、さらに生産基盤の整備とともに農地の流動化等により規模拡大を図り、低コストな農業の展開を促進する。

農用地区域の設定については、優良農地の確保を基本方針とし、集落および山間・谷地に介在、隣接する小規模な農地等、農用地区域に含めることが相当でない農地について農用地区域から外していく。

(単位：ha, %)

区 分	農 用 地		農業用施設用地		森 林 原 野	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
現 在 (見直し後)	3,856	59.6	5	0.1	856	13.2
平 成 (22年)	3,829	59.3	10	0.2	856	13.2
増 減	△ 27		5		0	

区 分	そ の 他		計	
	実 数	比 率	実 数	比 率
現 在 ( 見直し後 )	1,752	27.1	6,469	100
平 成 ( 22年 )	1,763	27.3	6,458	100
増 減	11		△ 11	

イ 農用地区域の設定方針等

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,856 ha のうち、a～cに該当する農用地で、約 3,774 ha については、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

551 ha

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域にある土地

3,130 ha

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

93 ha

- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 町の特産である梨畑等果樹園の確保する必要がある農地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する

方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの約4 haについて、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農用地利用形態は大きく分けて、西部台地帯、中央水田地帯、東部台地帯の3つに区分され、各々の地域にあった作物の選定と経営形態を確立する。

農用地区域の土地利用状況は、3,778 haのうち大部分が水田であり水稻を基幹としているが、水田農業経営確立対策を推進し、農作物の生産構造の転換、首都圏農業の確立と合わせて、麦、大豆、野菜及び花きの生産を振興する。

東部と西部台地帯にあつては、町の特産である梨の生産を今後も推進する。

(単位：ha)

区 分	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
西部台地帯	496	496	0	0	0	0	1.1	1.1	0
中央水田地帯	2,615	2,588	△ 27	0	0	0	0.1	0.1	0
東部台地帯	608	608	0	53	53	0	1.1	1.1	0
計	3,719	3,692	△ 27	53	53	0	2.3	2.3	0

区 分	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
西部台地帯	0.7	2	1.3	497.8	499.1	1.3	0
中央水田地帯	2.3	5	2.7	2,617.4	2,593.1	△ 24.3	0
東部台地帯	0.8	3	2.2	662.9	665.1	2.2	0
計	3.8	10	6.2	3,778.1	3,757.3	△ 20.8	0

## イ 用途区分の構想等

### (ア) 西部台地帯

#### a. A-1 地区

下高根沢の大塚、谷津、大久保の沢状の水田地帯 54.5 ha と畑 15.7 ha である。

水田については基盤整備が概に行われてはいるが、湿地で水稻以外の作物はなかなか導入が難しい場所である。排水対策等乾田、汎用化を促進する必要がある畑 15.7 ha のうち、樹園地（梨、栗）として 4.6 ha を利用する。

#### b. A-2 地区

下高根沢の山根地区の水田（開田） 18.0 ha、畑 5.5 ha である。

現在は主に転作地利用として、麦、大豆が作付けされている。今後も転作の団地化を図りつつ利用を進める。

#### c. A-3 地区

東水沼・西水沼台の畑地帯で、芳賀工業団地の南に位置する。221.7ha のうち畑地かんがい事業で 50 ha、県営畑地帯総合土地改良事業水沼台地区により 68 ha 畑地かんがい実施整備されたこともあり、野菜、果樹の生産地として積極的な利用推進を図る。

#### d. A-4 地区

唐桶、和泉、舟戸、大和田の 51.5 ha の沢である。そのうち 47.4 ha が水田地帯で、平成 13 年に県営圃場整備事業等により 40.2 ha が大区画の面的整備が完了し、生産性の高い水田として利用を図る。

#### e. A-5 地区

和泉台の 33.7 ha については、草地改良事業で造成した草地 12 ha を中心に高台を生かし有効利用を図る。残りの畑地帯は、露地野菜を振興する。

#### f. A-6 地区

西水沼・西高橋台及び打越新田にある 96.6 ha については、45 ha の陸田と 20 ha の畑が県営畑地帯総合土地改良事業宇芳真地区の受益区域であり、今後も田、畑として利用を図る。また、15 ha は、大正年間に区画整理事業が行われたままであるので、圃場の再整備を実施し、土地の有効利用を図る。

(イ) 中央水田地帯

a. B-1 地区

町の北部 1,035.1 ha については、昭和 33 年から圃場整備事業を実施した地区で、土地利用型大規模経営の展開できる条件を備えているところから、今後も田としての利用を図る。ただし、完了後年数を経過しているため平成 14 年度から 18 年度の予定で八ツ木、芳志戸、上延生及び下高根沢の一部約 400 ha について、県営圃場整備事業「担い手育成型」で水田区画の大型化によってより農地の高度利用化を図って行く。

b. B-2 地区

西部地区 420.8 ha については、昭和 35 年から昭和 43 年にかけて圃場整備事業が実施され一応の条件は整備されているため、B-1 同様今後も田として利用を図る。用排水路、農道の整備をさらに進める必要がある。

c. B-3 地区

西水沼・西高橋地区 115.7 ha については、昭和 35 年から昭和 38 年にかけて土地改良事業が行われたが、土地利用型農業を展開するには区画も小さく、用排水路の崩壊や農道の狭さなど営農上支障が出てきていた。平成 13 年度 61 ha の大区画への圃場再整備の完了により、効率等生産性のさらなる向上を目指している。

d. B-4 地区

東高橋、西高橋、下延生地区 969.9ha については昭和 51 年から平成 2 年にかけて県営圃場整備事業を実施した地区で、近代的な圃場整備がなされている。土地利用型の経営を実践する地区として農用地の効率的利用を促進する。

e. B-5 地区

祖母井の南東部にある 76.0 ha の水田地帯である。昭和 33 年から圃場整備を実施した地区で、B-1 同様に田として利用を図る。

(ウ) 東部台地帯

a. C-1 地区

八ツ木、芳志戸、稲毛田の台地にある農用地約 344.9 ha のうち、243 ha が陸田であり、水田農業経営確立対策、首都圏農業確立対策の推進と合わせて野菜、果樹の生産振興を図る。

現在の用水は地下水依存であるが、国営芳賀台地土地改良事業による畑地かんがい事業導入により安定経営を推進する。

樹園地 89.5 ha の大部分が梨園であり、近代的経営の出来る梨生産団地の育成を図るため、田、畑、山林から樹園地への転換を進める。

b. C-2 地区

給部、上稲毛田、稲毛田の大川沿いの農地約 186.9 ha のうち、125.3 ha が水田で、ほとんどが昭和 42 年から昭和 46 年にかけて圃場整備が行われており、田として利用を図る。残る 61.6 ha のうち 44.9 ha は公団営事業による採草放牧地のため牧草地として、3.3 ha は樹園地として利用を図る。

c. C-3 地区

上稲毛田、稲毛田の東部台地にある農用地 86.2 ha については、14.8 ha を田 30.6 ha を畑、32.8 ha を樹園地、7.5 ha を採草放牧地として利用を図る。

d. C-4 地区

祖母井の赤坂、上野原の台地にある農用地 44.6 ha については、18.7 ha が田であるが、ほとんどが陸田であり地下水依存のため、国営芳賀台地土地改良事業により水を確保し、田として利用を図る。畑 24.1 ha 樹園地 1.2 ha についても同様である。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

② 農用地利用計画

別記の通りとする。(附図 1 号)

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### ① 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農用地の状況は、水田 3,178 ha、畑 541 ha で耕地率は 54.9% である。水田率は 83% と、米を基幹としてそれぞれの地域に応じた経営形態により土地利用がされている。畑 541 ha については、大部分が東部台・西部台地域に分布している。

また、水田については、圃場整備事業により 3,089 ha が整備済みであるが、一部、初期の施工区域では、小区画のうえ用排水路が土水路であるため崩壊・漏水に悩まされていた。

そのため、再度一部地域においては大区画の圃場整備が実施進行中であり、その他の地区においても計画が推進中である。

また、畑についてはほとんどが未整備であるが、国営かんがい排水事業の推進と併せて県営畑地帯総合整備事業等により整備を進め、農業生産の省力化と近代化を図る。

#### ア 東部台地域

本地域は平地林と畑・水田から構成され畑の基盤整備が遅れている地域である。

今後、国営芳賀台地土地改良事業等により農地の高度利用のための整備を実施し、安定した農業経営のできる条件を与え中核的農家の育成を図る。

#### イ 中央水田地域

本地域は町の中央部で広大な水田を有する地域であり、昭和 33 年からの圃場整備が順次進められてきており、面的整備については完了している。

八ツ木、芳志戸、上延生、下高根沢の圃場の一部につき、大区画再整備が実施進行中である。

その他の地域については、農村総合整備事業、団体営農道整備事業や県営・団体営かんがい排水事業等により、農道、水路の整備を進め経営近代化を図る。

#### ウ 西部台地域

本地域は芳賀工業団地の南に位置し、畑・水田から構成されており、国営鬼怒中央土地改良事業の推進と併せて県営畑地帯総合整備事業等により計画的に土地基盤整備を進め、農業生産の再編成と近代化を図る。

② 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営(担い手育成) 圃場整備	区画整理 (芳賀町北部)	八ツ木 芳志戸	366	1	H14 ～H18
畑地帯 (担い手育成) 総合整備	区画整理 (大川右岸) 畑地かんがい	上稲毛田・給 部・芳志戸・ 稲毛田・祖母井	111	2	H16 ～H20
畑地帯 総合整備	畑地かんがい (宇・芳・真)	打越新田 西高橋	60	3	H7～ H16予定
県営河川応急	堰改修工 (大口堰)	東高橋	314	4	H16 ～H18
団体営 県営農地防災	用排水路工 1,900m	打越新田	20	5	H16 ～H20
土地改良 総合整備 (担い手)	用排水路工 (下高根沢) 17,470m	下高根沢	237	6	H12～ H16予定
土地改良 総合整備 (一般)	水路工 (芳賀北部第4) 1,351m	稲毛田 給部	111	7	H12～ H16予定
県営河川応急	堰修工 (八防堰)	東高橋	16	8	H17予定
県営河川応急	堰修工 (石堰)	下延生 東高橋	2	9	H16～ H19予定
県営(担い手育成) 圃場整備	区画整理 (打越新田)	打越新田	8	10	H15～ H20予定
基盤整備 (一般)	管路工 1,623m	上稲毛田	7	11	H15～ H17予定
農業集落 排水事業	八ツ木 芳志戸の般若塚・飯島を含む	八ツ木 芳志戸	150戸	12	H11～ H15予定
	下高中部	下高根沢	150戸	13	H12～ H16予定

### ③ 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

### ④ 他事業との関連

特になし

## 第3 農用地等の保全計画

### ① 農用地等の保全の方向

農業生産の振興を図るべき農業振興地域においては、食糧の安定供給という観点から、集団的に存在する農地や農業生産基盤の整備対象等優良な農地を有効な状態で維持・保全していくことが重要である。農業を持続的に発展させていくためには、土地利用率の低下や耕作放棄地の発生等を未然に防止し、農地の効率的な利用を促進するとともに、農業が持つ自然循環機能の維持増進による環境と調和した農業の実現を図る。

また、農業はその生産活動を通じて、動植物の生態系や土壌の保全、水質の浄化、酸素の供給、景観の保全管理などの役割も担っており、その中でも、水田は水源をかん養する機能や土壌浸食の防止など多面的な機能を兼ね備えており、災害の防止という点からも農用地等を有効な状態で保全する。

### ② 農用地等保全整備計画

特になし

### ③ 農用地等の保全のための活動

農用地等の管理耕作等への支援、認定農業者等への農地の利用集積や、集落協定に基づく耕作放棄地の解消など農用地等の機能低下を防止するための活動を推進する。

また、離農農家等の農地や遊休農地等については、農地流動化等の推進により規模拡大・担い手農家等への利用集積等を進め、耕作放棄地の発生を未然に抑える。

### ④ 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### ① 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業は、水稻、麦、大豆の土地利用型経営と、水稻と果樹、野菜、花き等を組み合わせた複合経営に大別される。1戸当たりの平均所得目標を840万円及び年間労働時間を2,000時間以内（平成12年5月策定 町地域農業マスタープラン）と設定し、農業経営基盤強化促進事業等による農地の集積、調和のとれた土地利用型農業と複合型農業の確立、および農業経営の安定向上を目指すものとする。

農業経営体の目標とする営農類型は次に示すとおりとする。

営農類型		目標規模	作目構成	経営戸数	備考
個別 経営 営 体	水稻+麦+大豆	12 ha	水稻 750 a 麦類 450 a 大豆 300 a	100戸	150 ha
	水稻+麦+春菊 +ねぎ			10戸	
	たまねぎ+水稻			10戸	
	いちご専作	0.52 ha	いちご 40 a 育苗等 12 a	25戸	いちごハウス 40 a ハウスまわり 10 a
	冬春トマト	0.7 ha	トマト 70 a	15戸	トマトハウス 50 a
	鉢物専作	0.4 ha	シクラメン 17 a アジサイ 13 a ハイドラングア 10 a	10戸	鉢物ハウス 27 a ハウスまわり 13 a
	切り花	0.45 ha	スプレーギク 45 a	10戸	ハウス 33 a ハウスまわり 12 a
	なし専作	3 ha	幸水 150 a 豊水 120 a その他 30 a	50戸	
	酪農	7 ha		5戸	成牛 40頭 育成牛 15頭 肥育素牛 25頭
	水稻 +肉用牛肥育			5戸	
組織 経営 体					
	水稻+麦+大豆		水稻 40 ha 麦類 20 ha 大豆 13 ha	10戸	
合計				250戸	

資料：地域農業マスタープラン14年度

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

高度農業生産モデル地域整備実験事業、新農業構造改善事業等により低コストな農業生産を目指し営農集団の設立が進められてきている。

しかし、未だ個々に農業機械を導入し高コスト生産から脱却できない農家が大部分であり、集落を単位とした営農集団の育成が望まれている。

その前段として、地域農業集団の結成から農用地利用改善団体へのステップアップを促し、集落内農用地の効率的利用の検討を推進する。

## ② 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 基本方針

活力ある地域ぐるみでの営農の展開を図るにも、リーダーとなる中核的担い手農家の存在は必要不可欠である。このため、農地保有合理化促進事業等により農地流動化を促進し、土地利用型農業に対して意欲的な認定農業者等への農用地の利用集積を図る。

### (2) 重点推進方策

#### ア. 農業経営基盤強化促進事業

これまで農地の流動化に対しては、農地解放アレルギー、資産的保有意識の強さから流動化面積も進展しなかった。しかし、米価問題、水田農業経営確立対策による転作面積の増加、農業機械への個別投資のためらい等から、農業離れや基幹的農作業を委託する農家も増加してきており、農業経営基盤強化促進事業の啓蒙普及を図り流動化に結び付けていく。

#### イ. 農地移動適正化あっせん事業

農業委員会は農業振興地域の農用地区域内にある農地について、権利の移動・賃借権の設定等農家間に立って経営規模拡大に結び付くようあっせんする。

また、中核農家への農地の集積、経営規模拡大のために農用地区域内の農地・採草放牧地について「あっせん譲受等候補者」・「農業経営改善計画認定農業者」に対しあっせんを実施する。

#### ウ. 農地保有合理化促進事業

本事業については、農業経営の規模拡大や農地の集団化の促進のため、農業委

員会の「農地移動適正化あっせん事業」と(財)芳賀町農業公社が行う「農地保有合理化事業」により農地の流動化を図る。

### ③ 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### ① 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業は、首都圏における農産物の供給地として恵まれた立地・自然条件にあり発展してきたが、最近の農業を取り巻く情勢は農家の兼業化の進行、農業者の高齢化と後継者不足、農村の混住化等様々な問題を抱えており、農業者が意欲を持って取り組めるような農業生産構造の確立が必要になってきている。

水稲については依然として生産過剰傾向にあり、水田農業経営確立対策の推進と併せ麦類・野菜類への転換を進めるとともに、農地の流動化による経営規模の拡大、営農集団化による低コスト生産を促進する。

野菜の生産については、首都圏農業の確立の重点作物であるいちご・しゅんぎくを中心としてトマト・きゅうり・たまねぎ等生産組織の育成を図り、予冷施設等の充実と集出荷体制の整備により市場性の高い野菜づくりを進める。

畜産については、需給の動向等を十分に踏まえ飼料自給率の向上に努めつつ、生産費の低減を図り経営の合理化を進める。また、耕種農家の稲わら等と堆肥の交換を積極的に推進し粗飼料の確保と環境保全に努める。

本町の果樹については、その殆どが梨で町の特産として歴史も古く、年々栽培面積も増加し、現在栽培面積 約 180 ha で販売額は約 9 億円あり、町農業粗生産額の 10%を占めるに至っている。また、生産販売の合理化を図るため、新農業構造改善事業による昭和62年の選果施設整備、平成6年度先進的農業生産総合推進対策事業でのハイテク技術を駆使した機械施設の更新により、労働生産性は大きく向上しており、その余剰労働力で規模拡大が行われている。また、機械選果により出荷製品の均一化も図られ、市場評価が高まり販売単価の上昇による所得向上も図られている。

#### ・ 東部台地域の構想

当該地は、県営農林地一体開発パイロット事業及び国営芳賀台地農業水利事業等により生産基盤の整備がなされたので、今後基盤整備(管路工)を進めながらさらに町特産の梨栽培等果樹園芸作物の導入を図る。

・ 西部台地域の構想

当該地は、県営畑地帯総合土地改良事業（水沼台・宇芳真）等により区画が整備され、さらに交通の利便性が図られたため、今後トマト・いちご・なす等の施設園芸作物の産地育成を図る。

② 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積	受益戸数		
野菜一元化集荷施設	大字祖母井 (1,430 m <sup>2</sup> )	全 域	43.9 ha	250戸	はが野農協	①
ふん尿堆肥化施設	大字稲毛田 (5,000 m <sup>2</sup> )	全 域		8戸	農業法人 ドンカメ	②
畜舎整備	大字西水沼 (1,000 m <sup>2</sup> )		100頭	1戸	大島 浩	③
畜舎整備	大字東高橋 (3,000 m <sup>2</sup> )		150頭	1戸	小林隆志	④

③ 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

① 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

魅力とやりがいのある産業としての農業の確立を図るためには、認定農業者をはじめとする担い手の育成・確保が必要である。

農業の持続的発展のためには、認定農業者はもとより、女性農業者や高齢農業者、また多様な担い手が地域農業を支えることが重要である。女性農業者や青年農業者に対しても、認定農業者への誘導を図るとともに、営農技術の習得のための研修施設等の整備を推進する。

また、新たな流通対策として、地域内流通システム（地産地消）を構築し、新鮮で高品質な農産物の地域への供給を推進するため、友遊はが直売所の充実を進めながらインターネット等を整備・活用して生産者と流通業者、消費者との交流を促進し、農産物の販路拡大を推進する。

産物の販路拡大を推進する。

また、学校給食等については、地域内農産物の供給システムの構築を図り、地域内農産物の消費拡大と次代を担う子供たちへの農業の理解促進を図る。

## ② 農業就業者育成・確保施設整備計画

特になし

## ③ 農業を担うべき者のための支援の活動

意欲と能力のある農業者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、土地取得に関して制度資金の活用や利子補給等の支援、また農地移動適正化あっせん事業や農地保有合理化促進事業を活用し、利用権設定等による農地流動化を進め、担い手（認定）農家に農地の集積を図るとともに、農作業受委託による実質的な経営規模拡大を促進する。

なお、園芸の振興に関しても、生産・出荷施設の効率的な整備など、意欲ある農業者に対して積極的に支援するものである。

また、地域で生産される農産物や加工品の量的拡大と質的向上を図るとともに、マーケティング活動を支援する。

また、学校給食等についても、地域内農産物の供給などの実践活動を積極的に推進する。

## ④ 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### ① 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

#### (1) 農業従事者の他産業就業の現状

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤 務	建 設 業	115	88	203	349	131	480	464	219	683
	製 造 業	153	139	292	464	364	828	617	503	1,120
	小 売 業	104	55	159	424	104	528	528	159	687
	サービ業	127	144	271	176	137	313	303	281	584
	そ の 他	123	47	170	204	85	289	327	132	459
計		622	473	1,095	1,617	821	2,438	2,239	1,294	3,533
自 営 兼 業	建 設 業	5	—	5	—	—	—	5	—	5
	製 造 業	63	46	109	—	—	—	63	46	109
	小 売 業	47	29	76	—	—	—	47	29	76
	そ の 他	112	37	149	—	—	—	112	37	149
計		227	112	339	—	—	—	227	112	339
出稼ぎ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 雇 臨 時 雇	建 設 業	17	14	31	39	17	56	56	31	87
	製 造 業	31	34	65	47	52	99	78	86	164
	そ の 他	34	52	86	109	60	169	143	112	255
計		82	100	182	195	129	324	277	229	506
総 計		931	685	1,616	1,812	950	2,762	2,339	2,039	4,378

資料：農林業センサス,農業振興地域整備計画書

(2) 平成22年における農業従事者の就業目標を次のように設定する。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤 務	建 設 業	92	70	162	279	105	384	371	175	546
	製 造 業	123	110	233	371	292	663	494	402	896
	小 売 業	88	46	134	360	89	449	448	135	583
	サ-ビス業	102	115	217	140	110	250	242	225	467
	そ の 他	92	37	129	144	61	205	236	98	334
計		497	378	875	1,294	657	1,951	1,791	1,035	2,826
自 営 兼 業	建 設 業	5	—	5	—	—	—	5	—	5
	製 造 業	44	32	76	—	—	—	44	32	76
	小 売 業	33	20	53	—	—	—	33	20	53
	そ の 他	77	26	103	—	—	—	77	26	103
計		159	78	237	—	—	—	159	78	237
出稼ぎ		—	—	—	2	—	2	2	—	2
計		—	—	—	2	—	2	2	—	2
日 雇 臨時雇	建 設 業	22	18	40	51	22	73	73	40	113
	製 造 業	40	44	84	62	67	129	102	111	213
	そ の 他	73	64	137	112	81	193	185	145	330
計		135	126	261	225	170	395	360	296	656
総 計		791	582	1,373	1,521	827	2,348	2,312	1,409	3,721

資料：農林業センサス,農業振興地域整備計画書

## ② 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

土地利用型農業の確立を推進するということは、限られた農用地の中で規模拡大を志向する農家への農用地の集積を進めることにつながるため、規模縮小あるいは離農する農業者に対して安定的な就業機会と所得の確保を保証する必要がある。

以前は、町内には安定的な雇用の場が少なく隣接する宇都宮市・真岡市の企業に就業していたが、昭和 62 年の芳賀工業団地の造成終了・企業誘致に伴い、現在では 90 社が立地するに至り地元雇用の促進を図っていく。

さらに農業者の希望にあった就業を確保するため、就業相談活動も検討していく必要がある。

## ③ 農業従事者就業促進施設

特になし

## ④ 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### ① 生活環境施設の整備の目標

農村の農業生産の場としての整備は進んできたが、生活の場としての整備は遅れており生活環境整備は極めて重要である。

農村における混住化や兼業化等による生活意識のズレが地域連帯感の稀薄化を呼んでおり、快適な活力のある地域社会を創造していく必要がある。

そのため、生活環境施設を充実し安全・保健・利便性等を確保していくものとする。

### ② 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対函番号	備考
		関係大字名	受益戸数		
防火水槽	継続設置 年間 3基	設置場所未定			

### ③ 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

### ④ その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

## 第9 附 図

### 別 添

- 1 土地利用計画図 (附図1号)
- 2 土地基盤整備開発計画図 (附図2号)
- 3 農業近代化施設整備計画図 (附図3号)
- 4 農村生活環境整備計画図 (附図4号)

### 別 記

#### 農用地利用計画

1. 農用地区域
  - ア 現況農用地等に係る農用地区域
  - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
2. 用途区分